

令和5年度 第2回 栃木県景観審議会

会 議 録

1. 開催日 令和6（2024）年2月2日（金）

2. 開催場所 栃木県庁東館4階 講堂

3. 出席委員 10名

古賀委員、室委員、花田委員、小林委員、  
長井委員、青島委員、大谷委員、東委員、  
小崎委員、佐藤委員

午後 2 時 開会

1 開会

2 あいさつ 坂井県土整備部長あいさつ

3 議事録署名人選任

・会長の指名により、長井委員及び大谷委員を議事録署名人に選任

4 議事

○会長 それでは、議事に入りたいと思います。

第 1 号議案「市貝町の区域を栃木県景観条例第 31 条第 1 項の規定による区域に指定することについて」、事務局から御説明をお願いします。

○事務局（都市計画課長） それでは、第 1 号議案「市貝町の区域を栃木県景観条例第 31 条第 1 項の規定による区域に指定することについて」御説明いたします。議案書のファイル 2 ページをお開きください。

本案件は、県と市町の施策の重複を避けるため、栃木県景観条例第 31 条第 1 項の規定によりまして、県条例第 3 章第 1 節及び第 2 節の規定の全部を適用しない区域として市貝町の景観計画区域を指定するものでございます。

それでは、「2 理由」を御覧ください。市貝町は、景観法に基づく景観行政団体として、町全域を景観計画区域とする景観計画を策定し、栃木県景観条例第 3 章第 1 節及び第 2 節と同等の規定を同計画に設け、令和 6 年 4 月 1 日から施行を予定しております。このため、先ほど御説明したとおり、県景観条例の第 3 章第 1 節及び第 2 節の規定の適用区域から市貝町を外す指定を行おうとするものでございます。

ここで議案の内容について詳しく説明させていただきますので、参考資料のファイルの 1 ページを御覧願います。

「1 議案の概要」のうち、中ほどに栃木県景観条例第 31 条第 1 項を記載しております。条例第 31 条は他制度との調整に関することについて規定したものでございまして、今回の議案の関係部分にアンダーラインを引いております。第 31 条第 1 項は、景観法に規定する景観計画区域について、県条例第 3 章第 1 節及び第 2 節の規定の全部又は一部を適用しない区域に指定できるというものでございます。

その下に、県景観条例第 3 章第 1 節及び第 2 節の概要を記載しております。第 1 節は、県は、優れた景観を有する地域等を指定することや、更に重点的に景観形成を図る地区については「景観形成重点地区」に指定し、建築行為等の届出を義務付けることができるというものでございます。第 2 節は、景観形成に与える影響が大きい大規模行為について、届出を義務付けるというものでございます。

市貝町は、景観法に基づき町の全域を景観計画区域とした景観計画を策定し、県条例第 3 章第 1 節及び第 2 節と同等の規定を同計画に設け、施行を予定しております。このため県条例と市貝町景観計画の規定が重複することになりますので、今回、市貝町の区域を県条例の第 3 章第 1 節及び第 2 節の規定の全部を適用しない区域として指定し、県条例の適用区域から外そうとするものでございます。

「2 市貝町の景観計画」ですが、町の全域を「景観計画区域」に設定するとともに、地域の特性に応じたきめ細かな景観形成を図る区域は、地域住民などの理解を得た上で、今後「景観形成重点地区」として指定する予定でございます。また、町全域を対象とした建築行為等の届出制度を規定し、届出対象行為及び景観形成基準については、県条例の基準と同等以上であり、市貝町における良好な景観づくりを推進する内容となっております。

参考資料の2ページを御覧ください。これは県景観条例における大規模行為の届出制度と、市貝町景観計画における行為の制限を対比させたものでございます。市貝町では、町全域を対象とした届出制度を規定しております。届出の対象となる行為は朱書きでお示ししたとおりでございます。県条例と同等以上の基準となっており、地域の実情に応じたきめ細かな景観形成を図ることとしております。

参考資料1ページにお戻りください。「3 今後のスケジュール」ですが、本日の審議会で御審議いただき、御異議などがない旨の答申をいただいた場合は、本計画に係る区域を告示させていただきます。市貝町が令和6年4月1日から景観計画の施行を予定しておりますので、同日付を適用日とし、2月下旬の告示を予定しております。

審議事項関係の説明は以上でございますが、参考までに、県内の他の市町の取組状況について御説明いたしますので、参考資料3ページを御覧願います。これは、本県の市町の景観行政の状況を示したものでございます。水色及び緑色の着色が景観法に基づく景観行政団体となっている市町でございます。合計で15の市町がございます。このうち景観計画を策定している市町が、水色で着色されている14市町でございます。今回、景観計画の施行を予定している市貝町は、緑色で着色していません。着色されていない10の市町は、現時点で景観行政団体になっておりませんが、県といたしましては、これらの市町が景観行政団体となり、地域特性に応じた景観計画のもと景観行政を進められるよう、引き続き支援を行ってまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。ただいま事務局から、市貝町の区域を栃木県景観条例第31条第1項の規定による区域に指定することについて説明がございました。市貝町の区域を県条例の適用区域から外すことが適切かどうかについて審議をするに当たって、市貝町の景観計画がどのようなものになっているのか、審議会として確認する必要があると考えます。そこで、本日、栃木県景観審議会規則第4条に基づき市貝町建設課の職員に出席を求め、市貝町の景観計画について説明をいただくこととしてもよろしいかどうか、委員の皆様にお諮りいたします。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長 ありがとうございます。それでは、市貝町の職員に説明をお願いしたいと思います。

○市貝町建設課 市貝町の景観計画の概要について御説明いたします。

はじめに、景観計画策定までの経緯についてですが、市貝町は令和3年4月に景観法に基づく景観行政団体となりました。令和4年度から、学識経験者・関係団体・公募町民で組織いたします「市貝町景観とみどりの基本計画検討委員会」を設置して、景観に関する町民アンケートの結果や景観ワークショップでの御意見などを踏まえながら、検討委員会を6回開催いたしまして、計画素案の検討・

協議を重ねたところでございます。計画案については、令和5年7月から1カ月間パブリックコメントの実施、11月には市貝町都市計画審議会の意見聴取を行うなど、町民の皆さんの意見をお伺いする機会を設けてまいりました。

以上の経過を経て市貝町景観計画を取りまとめ、本年4月1日の施行に向けて、令和5年11月に告示・縦覧に供したところでございます。

併せて、市貝町景観条例につきましては、令和5年12月、市貝町議会定例会に上程して議決されましたことから、景観計画と同日の本年4月1日の施行を予定しているところでございます。

以上が景観計画策定までの経緯でございます。

続きまして、景観計画の概要を、お手元の市貝町景観計画概要版の資料を御覧いただきながら説明させていただきます。

市貝町説明資料の1ページ、左上の「1 計画の概要」を御覧ください。はじめに景観計画策定の背景と目的ですが、市貝町は八溝山地の眺望や緑豊かな里地里山と田園風景が広がっておりまして、先人たちにより守られてきた自然環境、昔からの伝統文化により育まれた良好な景観を有しております。これらの豊かな自然環境と歴史・文化的環境を生かしまして、町民・事業者・行政が協働した「サシバの里いちかい」の景観まちづくりを進めていくことを目的として、今回、景観計画を策定したところでございます。

次に、「2 景観計画区域」につきましては、町民アンケートにおける町民の皆さんの意向を反映するとともに、町内全域に形成されている景観資源を生かすため、また、地域の特性に応じた良好な景観形成を図るため、町全域を景観計画区域としております。

また、町全域を景観計画区域として緩やかに景観誘導を図るとともに、地域住民や事業者等との協働により、地域の特性に応じたきめ細かな景観形成を図るべき区域として景観形成重点区域を指定するものとし、4つの指定方針を定めております。

次に中段上になりますが、「3 良好な景観の形成に関する方針」につきましては、市貝町らしい景観まちづくりを推進していくための将来像を「日本一の 里地里山 景観を とともに未来に つなぐいちかい」として、その実現に向けた4つの基本目標を掲げております。将来像につきましては、読んだ方の印象に残るようにという委員の皆様の御意見もありまして、五七調としているのが特徴でございます。また、基本目標を踏まえた上で、景観構造別に「面的景観」、「線的景観」、「点的景観」の3つの景観に区分し、それぞれの特性に応じた景観形成の方向性を定めております。

次に2ページを御覧ください。左上の図は景観構造を図示化したもので、緑色の部分が「里地里山景観」、それから「田園景観」の部分になるのですが、御覧いただいたとおり、町の大半を緑の景観が占めている状況がこの図からもわかるかと思えます。

次に、「4 良好な景観形成のための行為の制限」は、周辺の景観に影響が大きいと判断される一定規模を超える建築物や工作物、開発行為を届出対象行為として、併せて大規模な行為については事前協議制度を設けております。届出対象につきましては、本町の実情に合わせて、栃木県の景観条例に基づく大規模行為届出制度と比較して届出対象規模を広く設定して、届出と手続の流れのとおり手

続を踏んでいただくこととしております。

また、景観形成基準については、概要には明記しておりませんが、大きく「里地里山」、「田園」、「市街地」の3つのゾーンに区分し、届出対象行為ごとにそれぞれの配慮事項を定めているところでございます。

次に、右上の「5 良好な景観の形成に関する事項」でございます。景観まちづくりを進める上で重要な建造物や樹木、公共施設については、景観法に基づく指定制度を活用して保全・活用していきたいと考えております。そして、町の象徴でもある「サシバの里」の里地里山景観の保全・活用にもつなげていきたいと考えております。

文化財に指定されている建造物や天然記念物につきましては、現在は文化財保護法や町の条例に基づいて保全・活用が図られております。

そのほか、地域のランドマークとして良好な景観形成を図る上で重要な建造物等を、景観重要建造物及び樹木に指定することで、これらの維持保全を図るとともに、そのために必要な支援策についても検討してまいります。

また、景観重要公共施設につきましては、現在は「花いっぱい運動」などの活動や自治会による活動などを除いて、行政による施設の維持管理や補修がほとんどですが、今後は景観まちづくり団体や地域住民等による自発的な環境美化活動を促す仕組みをつくることも検討してまいります。

次に、「景観重要里地里山エリア」は景観法に基づくものではありませんが、委員の皆様の御意見を受けて、町独自に設けたものであり、市貝町の景観計画の特徴となっていると考えております。

本町の景観形成において重要な「里地里山景観」については、現在策定を進めております。こちらはまだ仮称ですが「市貝町サシバの里保全創造条例」を3月の町議会に上程する予定となっております。この条例で指定するエリアと連携して景観形成重点区域の指定を検討するなど、景観面での配慮も求めていきたいと考えております。

屋外広告物につきましては、現在は栃木県の屋外広告物条例に基づいて表示・掲出等の規制をしているところですが、今後は、町独自の屋外広告物条例の制定に向けた検討や、公共サイン計画の策定についても検討を進めていきたいと考えております。

また、太陽光発電施設等の再生可能エネルギー施設につきましては、市貝町では10年ほど前から規模の大きい太陽光発電施設（メガソーラー）が目立つようになり、近年では山林や丘陵部への開発が増えております。また、伐採による景観への悪影響が懸念されておりました。太陽光発電施設については、町独自の規則として、「市貝町サシバの里において太陽光発電事業により地球温暖化防止に取り組む場合に守るべき規則」を設けて、良好な景観との調和を求めてまいりました。この規則は、現在条例化すべく検討を進めているところです。

「6 景観まちづくりの推進方策」ですが、計画に掲げる景観に対する意識啓発、自発的な景観まちづくりの促進、景観に関わる体制や仕組みの構築に努め、町民や事業者と協働連携しながら、本町の景観まちづくりを推進してまいりたいと考えております。

最後に3ページを御覧ください。本町の「景観形成における現在及び今後の取組」について、景観

の主な構成要素別に整理したものでございます。市貝町では、耕作放棄地の増加、土砂等の埋め立て、メガソーラーの設置などが景観の大きな阻害要因となっており、現在は県の景観条例をはじめ、町独自の条例・規則等により景観誘導や指導等を行っているところです。これらの取組に加え、市貝町景観計画及び景観条例の施行後には、景観重要建造物・樹木の指定をはじめ、景観法・景観条例に基づく地域の特性に応じたきめ細かな景観誘導を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上で、市貝町景観計画についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。事務局から第1号議案について、市貝町から市貝町景観計画について説明がありました。それでは、委員の皆様から御質問、御意見がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

○委員 こういった規則をつくらうというきっかけが何かあるのかと説明を受けながら考えていたのですが、太陽光発電施設の設置がかなり町全体で大変になってきているのかなというところがあります。

先ほど御説明いただいたところによると、規則をつくり、次はこの計画をつくり、これからは条例化を進めているというふうに、幾つもの計画や規則をつくりながら太陽光発電施設に立ち向かっていると思うのですが、今後は条例化で一本化してもいいと私は思っています。今回つくった計画や町の規則をどうしていくのか。そのまま残してしまおうのかということについて、市貝町職員の方の御意見を伺えればと思います。

○会長 計画のきっかけの話と関連条例との関係についてお願いします。

○市貝町建設課 市貝町の景観計画・景観条例をつくるきっかけは、特にメガソーラーの問題と盛土です。町外からもちこまれる土砂等の埋め立てがここ数年頻発しております。町としては、「サシバの里」としてPRを図っている観点から、里地里山の生育環境を守っていくためのいろいろな手立てを考えております。元々、太陽光については規則である程度の規制はしてきたのですが、規則のみでは厳しいということで、特にサシバの里地里山のエリアを規制して守っていくために、「サシバの里保全創造条例」という罰則規定を設けた町独自の条例をつくっています。

それとは別に、景観の観点から抑制できないかということが契機となっています。町民の皆様にはメガソーラーは印象がよくありません。ここ数年は山を切り開いて設置されるメガソーラーが増えてきているのですが、いろいろな権利の問題等もあって規制が難しく、それを解決するために今、保全創造条例をつくっています。メガソーラーをつくることについてはやむなしという部分もあるので、設置する場合には景観上周囲の環境に配慮いただく。それが景観計画と景観条例をつくるきっかけになっているというのが現状です。基本的には、複数の手段で盛土やメガソーラーへの対策をしていこうというのがきっかけでした。

一方、町の方でも、先ほど御意見をいただいたように幾つもの計画や条例ができており、整理が必要な状況となっています。景観の観点から今後は景観法に基づく計画と条例に基づいて対応していきたいと思いますが、状況によっては、現在、規制の強い条例をつくっていますので、それを一番上位に置いて、それに附随する計画・条例としての整理を進めていきたいと考えております。

○委員 足利市も、いろいろな条例をつくりながら再生可能エネルギーの対応をしていったのですが、最終的には景観と再生可能エネルギーという1つのものをつくった経緯があります。市民の方が納得するところがあるといいのかなと思っています。

次に、栃木県にお伺いしたいのですが、県から市町に権限移譲を行っていて、市貝町には令和3年度に部分的に移譲してあると思います。今回、市貝町で景観計画がつくられることで権限移譲がさらに進んだという捉え方になっていくのか、お聞かせいただければありがたいと思います。

○事務局（都市計画課長） 参考資料3ページをお開きください。水色と緑色で着色されている市町が景観行政団体になっているところになります。景観行政団体以外の市町に適用する条例は県が持っているのですが、条例の事務処理の権限を一部の市町に移譲しているという状況になっています。県の条例を市の権限で運用しているのが大田原市になります。そのほかの市町については県の方で直接運用しているというのが現状でございます。

○会長 市貝町は、今どの状態にあるのですか。

○事務局（都市計画課 総括課長補佐） 今、市貝町は、計画は策定しているのですが、施行が4月1日になりますので、現在のところは県の条例が適用されている状態です。

○委員 先ほど説明があった大田原市が、景観行政団体にはなっていないけれども権限だけは移譲になっていたのでは、これはどういうことなのかなと思っています。確認させてもらいました。

○会長 ほかに御意見、御質問はございますか。

○委員 市貝町さんにお伺いしたいのですが、これから景観重要里地里山エリアを指定するという事で取組として挙げられています。口頭での説明は非常に難しいとは思いますが、町全体のどのくらいのエリアがこの重点地域になるのか、あるいはどういうところを重点地域として指定を考えていらっしゃるのか教えていただければと思います。

○会長 独自のものですし、どのようなものか私も知りたいです。

○市貝町建設課 町独自で設定した景観重要里地里山エリアについては、サシバの里保全創造条例に沿って進めてまいります。今は仮称ですが、ある程度内容は固まっております。そちらは町独自の条例で罰則規定を設けた条例です。いろいろと土地の所有者の方にも規制がかかってくるエリアになりまして、町民や該当の方への説明会なども行っております。エリアには、条例によって規制がかかってまいります。

貴重な野生動植物のいる地域については、特別重要里地里山保全地域と重要里地里山保全地域というものを設けまして、特別重要里地里山保全地域における開発行為は一律禁止、重要里地里山保全地域についても開発行為は許可制というかなり厳しい規定を設けることとしております。

厳しい規定を設けるものですので、私どもが眺望できるような限られたエリアとなる予定です。景観計画でも重要里地里山エリアとして併せて指定して、景観面の配慮を開発事業者に求めてまいりたいと考えているところです。

○委員 基本的には、貴重な動植物が生息・存在しているところをピンポイントで指定していく。つまり、このマップの上に表示しようと思うと点という感じの小ささで、ピンポイントで指定していくと



いう感じでいいのでしょうか。

○市貝町建設課 構造図を見ていただけるとわかると思いますが、点とか拠点ぐらのエリアを考えているので、基本的に保全地域は大分狭くなってしまいますのですが、この景観重要里地里山エリアについては、眺望関係を含めてちょっと広げた形で指定していければと考えております。

○会長 よろしいですか。

○委員 はい。

○会長 これは、これから決めるのでしょうか、候補地は大体どのくらい、何カ所というのがありますか。

○市貝町建設課 候補地については、今のところ町内全体に分布しているのですが、より重きを置いている特別重要里地里山保全地域については、観光的なエリアであり、希少な動植物がかなり生育・生息している多田羅沼を観光資源としても保全していくという点で、指定を考えております。

その下の少し規制の緩い市貝町の重要里地里山保全エリアについては、町内でも今のところは7カ所ぐらいを予定しています。合わせて8カ所ぐらいを候補地として、所有者の方に説明しているところでございます。

○会長 ありがとうございます。ほかに御意見、御質問ありますか。

○委員 今、観光に向けてのお話があったと思いますが、今回このような形で景観条例を整えることで、観光的なところでも何か取組をされる計画はあるのでしょうか。

○市貝町建設課 「良好な景観の形成に関する方針」の中で、「点的景観」として、市貝町の景観要素を有する特徴的な景観資源が集まっている場所を「景観拠点」として位置付けて詳しく書かせていただいています。

基本的には、観光交流拠点として、芝ざくら公園や道の駅サシバの里いちかいがございます。こちらを景観計画の中でも「点的景観」の中における観光交流拠点として盛り込ませていただき、周辺景観と調和するようなものにしていくよう配慮を求めているということを決めているところです。

○委員 ありがとうございます。

○会長 せっかく整えるので、来町者の方にも見ていただくということですね。ほかにいかかでしょうか。

○委員 屋外広告物についてなのですが、「当面は、栃木県屋外広告物条例の周知と適切な運用により」とあります。地域に即した条例は当然必要だと思います。「きめ細かい規制・誘導を図り」とありますが、その具体例というか、方向性をお聞かせ願えればと思います。

○市貝町建設課 屋外広告物については、現在は、県の屋外広告物条例に基づいて規制をしておりますので、市貝町は大半が田園調和型地域となっております。

どうしても道路からの後退距離等が町の実態に即していない部分もあって、広告を道路からかなり後退してもらう必要があります。当然近ければ効果が上がると思いますが、その折り合いがつかないエリアの指定等もございまして、苦労している部分ではあります。

宇都宮市や他市町のように一般的な看板がそれほど多くない分、1個あるだけで広告や看板が景

観に与える影響が大きいので、町独自の条例をなるべく早くつくっていきたいと考えているところで、それによりまして細かな地域特性に合った規制誘導を図っていきたいと思います。

○委員 結構規制があるのですが、我々の組合としても、宇都宮市などと一緒に違反広告とかいろいろ調べたりしておりますが、むしろ逆に、きちんと規制したらしたで、どんどん指導していただけたらと思います。ありがとうございました。

○会長 今回の景観計画をきっかけにして、いろいろなものをしっかりやっていこうというところでしょうか。ほかにいかがでしょうか。お願いします。

○委員 サシバの生息地というと、市貝町の北東部、隣接する茂木町の北西部についてもサシバが多く生息しています。多分「サシバの里」づくりの構想があって景観計画形成まで至ったと思うのですが、周りの市町がまだ県の条例を適用されている中で、中心にある市貝町が今回先駆けて景観計画を策定した経緯を、もう1度説明していただきたい。

もう1点は、市貝町では今、脱炭素計画をつくっていて、多分PPAで太陽光をやっていくという計画もつくっている中で、ソーラーの規制とPPAの協働で太陽光をやっていくということとの整合性をどのように捉えているのか。その2点について、わかる範囲でお願いします。

○市貝町建設課 今回、景観計画・条例策定の発端は、先ほども申し上げましたとおり、伐採や盛土、メガソーラーが基本になるのですが、いろいろな観点で景観計画や景観条例は独自のものが必要だと、計画策定を進めていて感じたところでございます。

御指摘いただきました脱炭素計画、それからPPAで太陽光ということについては、市貝町は「ゼロカーボンタウン」と宣言しております。町として太陽光発電については推進していくような立場もありながら、メガソーラーについては規制するという一方で、サシバの里保全創造条例の検討を進める中でも、一方では規制しつつ、PPAで町で太陽光の設置を推進していくことの整合性は、問われている部分であります。

これについては、サシバの里保全創造条例でも求めているのは、丘陵地や山間部での景観への配慮や、サシバへの影響等も考えてそちらを規制していく一方で、町で持っている遊休地や公共施設の建物の屋上を少しずつ生かしていく。このあたりの整合性はかなり説明が難しい部分ではあるのですが、景観への配慮を求めつつ、当然公共的な部分についてはこちらの条例を率先して推進していけるような形で脱炭素も進めていきたいと考えています。

○委員 多分、片方で遊休地に太陽光をPPAでつくっていくと言いながら、民間の太陽光を規制していくというのは、なかなか大変だなと思ったものですから。ありがとうございました。

○会長 きっと全国でも抱えている問題だと思います。節度のある開発という形になるのでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

○委員 県条例の運用について1点だけ確認させていただきたいのですが、市貝町が景観法に基づいて景観行政団体になっていて、景観計画・景観条例をつくられるということだと思っておりますが、県条例を運用するときに、それでも県条例を適用すべきと判断するときはどういう場合があるのでしょうか。今回は市貝町には適用しないということだと思っておりますが、どのような場合に引き続き適用することが

必要だとなるのでしょうか。

○事務局（都市計画課長） 基本的には、制度のスキームからして、県条例は県全体を見渡して比較的緩く規制をかけているような状況です。そういった中で、先ほど委員から御質問があったように、それより緩い規制等の景観計画・景観条例をつくる自治体が出てきた場合は、県条例をそのまま適用することも考えられるとは思いますが。

ただ、その自治体がそれでやりたいと言っているものを県条例で規制するのも現実的ではないと考えておりますので、そういう事態は当初から想定はしていなかった状況でございます。基本的には、市町が独自にやりたいというのであれば、県条例の適用は外すという形で考えておりました。

○委員 もしそういうスタンスであれば、今の県条例が少し表現が古いとか今に合っていないのでは。景観行政団体になって景観計画・景観条例をつくるのであれば自然と県計画・県条例は適用しないと明確にさせていただけると、市町も運用しやすいと思います。よろしくお願ひします。

○事務局（都市計画課長） 条例ができて大分時間が経っています。条例ができた当初は、景観に対する意識が余り高くなく、いたずらに緩めるのはよくないだろうという考え方もあってこのようなスキームになっています。今の委員の意見を踏まえまして今後勉強してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○委員 前にも話したかもしれないのですが、茂木町も、ツインリンクもてぎにモビリティリゾートもてぎが進出しようとしたときに、同じように景観形成条例も案まで作成して、県の条例よりも厳しくしようとしたのですが、そこまでしないで県条例のままでもいいだろうということで条例制定に至らなかった経緯もあります。その辺は委員が言ったように難しいところで、県の条例でかけておけばいいのか、また今回の市貝町さんも含めて各自治体でもっとそれ以上厳しい条例をつくるのかは、残っている白地の10自治体も悩んでいるところかなと思っています。

○会長 それに関して、県の方から見解はございますか。

○事務局（都市計画課長） 基本的には、その地域の実情に応じた制限といいますか、規制が求められると考えております。それがたまたま県の条例と同じ水準だということであれば、そういうこともあると思いますが、基本的には地域の方で考えていただくという形になると思います。

○会長 私としても、景観の考え方は、一番身近な基礎自治体が考えて決断するのが基本だと思います。そこまで至らない自治体がある場合に、何もなくなってしまうので、県として、そうでないところは広く押さえておくという考え方だと思うので、同じぐらいの規制であったとしても、独自の規則を持つ方が自治体として判断しやすいと思うので、できるだけ地元というか身近なところで決定して運用できる方が、景観としては望ましいと思います。ほかにいかがでしょうか。

それでは、議論は尽くされたようですので。今日の御説明を聞いていると、いろいろ問題や課題があって困っているところもありますが、今回の景観計画を機に少しずつでも問題を整理していくとか、いろいろな制度と連携してどんどん進めていきたい。そのきっかけになるとお聞きいたしました。

それでは、ほかに御質問がなければ、ここで意見をまとめたいと思います。

第1号議案「市貝町の区域を栃木県景観条例第31条第1項の規定による区域に指定することについて」は、当審議会としては、県条例第3章第1節及び第2節の規定の全部を適用しない区域として市貝町の区域全部を指定することについて異議がない旨を、県の方に答申してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長 ありがとうございます。全員が賛成とみなしまして、当審議会としては、原案のとおり答申したいと思います。

先ほどちょっと言いましたように、いろいろ大変なようですので、これから、これをきっかけに、ぜひ市貝町さんとしては頑張っていただきたいと思います。

ほかに御質問はございますか。

なければ、これで本日予定されていた内容は全て終了でございます。それでは事務局にお返しいたします。

午後3時5分 閉会